

保険の広場

「福祉サービス総合補償」・「送迎サービス補償」

全社協の「福祉サービス総合補償」「送迎サービス補償」は、在宅福祉・地域福祉サービスや、移送・送迎サービスにおける様々な事故に備える補償制度です。

※ご加入できる方は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア、ボランティアグループ、団体です。



「福祉サービス総合補償」

在宅・地域福祉サービス中の

- ◎活動従事者ご自身のケガ
- ◎団体・グループ・活動従事者の賠償責任を補償します。

※オプションで感染症の補償も加入できます。

◆対象となる活動は？

- ・在宅福祉サービス
 - ・地域福祉サービス
 - ・介護保険サービス
 - ・障害福祉サービス
 - ・児童福祉サービス
 - ・障害者地域生活支援事業など
- (有償のボランティア活動も対象になります)

◆対象となる事故例

【ケガの補償】

- ・給食サービスで調理中、熱湯でやけどをして通院した。
- ・訪問介護活動に向かう途中、交通事故で大ケガをして入院した。

【賠償責任の補償】

- ・入浴サービス中、お年寄りを抱きかかえた時に手がすべりケガをさせてしまった。
- ・配食サービスでお弁当を提供した結果、食中毒が発生した。

「送迎サービス補償」

移送・送迎サービス中に

- ◎交通事故などにより利用者がケガをした……「Aプラン」
- ◎特定した自動車に搭乗している利用者・運転者などがケガをした……「Bプラン」などの事故を補償します。

◆送迎サービスの実施形態により2つのプランから選べます。

- 「Aプラン」…利用者特定方式 送迎サービス利用者が補償の対象です。
- 「Bプラン」…自動車特定方式 特定した自動車に搭乗中の送迎サービス利用者、運転者を含む同乗者が補償の対象です。

◆対象となる事故例

【Aプラン】

- ・お年寄りを車で病院へ連れて行く途中、交通事故にあい、お年寄りがケガをして通院した。
- ・利用者の自宅から送迎車まで付き添って歩いている途中、利用者が転倒し骨折して入院した。

【Bプラン】

- ・特定した車に搭乗中、交通事故にあい、サービス利用者と運転者が大ケガをして入院した。

ボランティア活動保険等についてのお問合せは、株式会社 福祉保険サービスまでどうぞ。

TEL/03-3581-4667 FAX/03-3581-4763 URL <http://www.fukushihoken.co.jp/>
ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。